

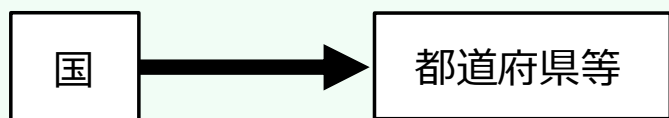
産業廃棄物不法投棄等の原状回復措置に対する支援



平成10年6月**16日以前**の不法投棄等事案 (平成9年改正廃棄物処理法施行以前の大規模事案)

●産廃特措法に基づく支援 (R4年度まで)

- ・産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣の同意を得た事業が支援対象※1
- ・平成15年度から令和4年度までの時限立法



補助金・起債特例

補助金：

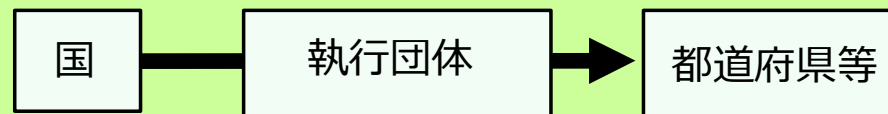
平成17年度同意分まで
有害産業廃棄物1/2
その他の産業廃棄物1/3

起債特例

平成18年度以降同意分
起債充当率90%
交付税算入率50%

●産廃特措法**失効後**の支援 (特定支障除去等維持事業 R5年度～)

- ・産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得た事業が対象
- ・事業完了後も必要な水処理・モニタリング・水処理にかかる維持管理の費用を経過的に支援



補助金 (補助率1/3)

※1 産廃特措法対象自治体 (15自治体) : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、横浜市、新潟県、新潟市、福井県、山梨県、岐阜市、三重県、滋賀県、香川県、松山市、福岡県

(黄色着色: 特定支障除去等維持事業対象自治体(R5時点))